



# 上のせてんぴの認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認51産第7279号・昭和51年11月15日

(休止基準)

上のせてんぴ専門部会委員名簿

氏名	所属
(部会長) 林 田 虎 夫	財団法人日本ガス機器検査協会
飯 島 章	株式会社平和金属製作所
伊 藤 文 一	財団法人日本消費者協会
今 井 宏 侑	株式会社ユミノ金属工業
内 田 禎 夫	通商産業省産業政策局消費経済課
小 野 真 魚	通商産業省生活産業局日用品課
甲 斐 麗 子	主婦連合会
菓 子 初 音	全国地域婦人団体連絡協議会
薦 口 嘉 孝	工業品検査所商品テスト部安全監督課
下 村 通 男	株式会社長崎屋
関 口 武 男	株式会社ルビー
田 中 順 一	国際什器株式会社
土 井 三 男	株式会社西武百貨店
富 田 映 子	消費科学連合会
西 田 誠 次	工業技術院標準部電気規格課
松 野 栄 介	ヨートー販売株式会社
安 井 修 一	社団法人日本ガス石油機器工業会
吉 田 企世子	女子栄養大学
下河辺 孝	製品安全協会
(事務局) 製品安全協会	

## 上のせてんぴの認定基準及び基準確認方法

### 1. 基準の目的

この基準は、上のせてんぴの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、使用者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

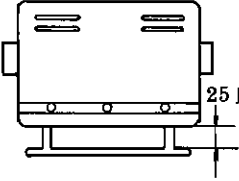
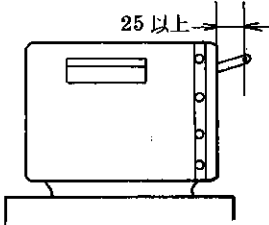
### 2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で使用する上のせてんぴ（以下てんぴという。）について適用する。

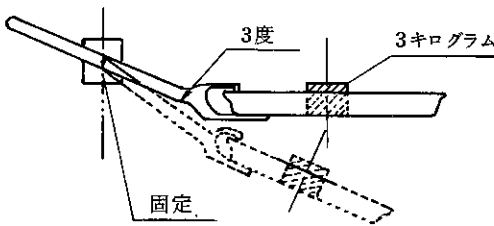
### 3. 安全性品質

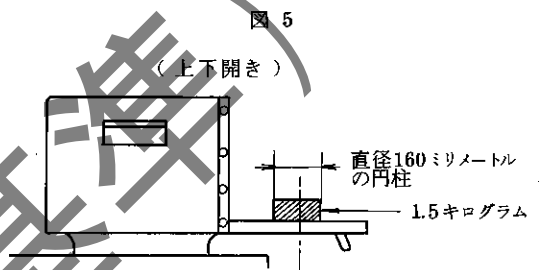
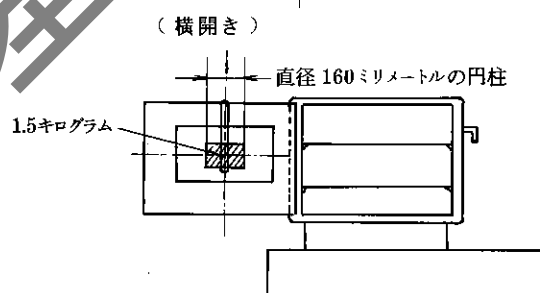
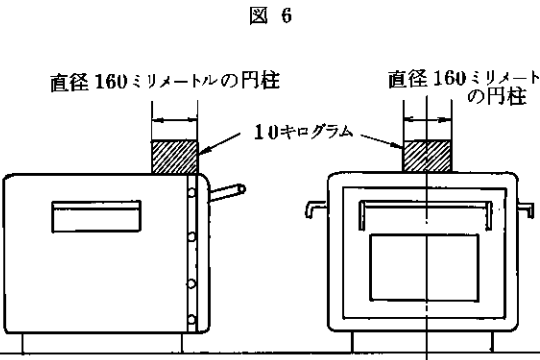
安全性品質は、次のとおりとする。

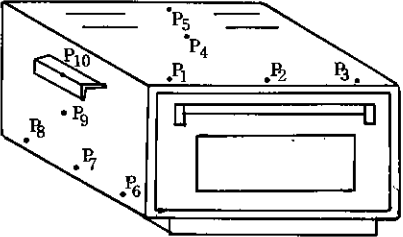
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 構造、外観及び寸法	<p>1. てんぴの構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) てんぴの底部はコンロの上へ安定に載せられる形状であること。</p> <p>(2) とびらの開閉は円滑であること。</p> <p>(3) てんぴには、使用できる庫内温度の限度(300度)がわかる温度表示器を備えていること。</p> <p>(4) 天ざらの出し入れが容易であること。</p> <p>(5) 下段の天ざらは天ざらがほぼ水平に引き出ること。</p> <p>(6) 炎の状態が容易に外部から確認できること。</p> <p>(7) とびらを開閉したとき逆火、消火を生じないこと。</p>	<p>(1) コンロの上に載せて、目視及び触感により確認すること。</p> <p>(2) 片手で操作し、本体が移動しないことを目視及び触感により確認すること。</p> <p>(3) 目視により確認すること。</p> <p>(4) 操作し、目視及び触感等により確認すること。</p> <p>(5) 操作し、目視及び触感等により確認すること。</p> <p>(6) 目視により確認すること。</p> <p>(7) 炎の長さを3ミリメートルとし、点火後30分経過するまでに、通常の使用開閉速度で5回繰り返し開閉を行い確認すること。この場合、炎の長さは外炎を測定し、試験ガスは日本工業規格 S 2121（昭和48年）都市ガス用燃焼器具類の試験方法に規定された0-1</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(8) 天ざるをてんぴ内で加熱したとき、著しい変形及びひずみがないこと。</p> <p>(9) 手の触れる部分の仕上げは良好で、傷害を与えるような先鋭部、ばり等がないこと。</p> <p>(10) 外部に現れるボルト、ナット等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(11) とびらには、外部から内部の状態が確認できる100平方センチメートル以上の大きさのガラスが取り付けられていること。</p> <p>(12) とびらのとつての内側と、とびらとの間隔は25ミリメートル以上であること。</p> <p>(13) 天ざるの深さは20ミリメートル以上であること。</p>	<p>とする。</p> <p>(8) 直径80ミリメートル、高さ50ミリメートルのアルミニウム製のコップに容量の90パーセントまで水を入れ、このコップを天ざるの四すみに置き、この天ざるを天ざる受け具の最下段に入れ、てんぴの庫内温度が300度に達した後、このままの状態です5分間保ち、コップの水がこぼれないことを目視により確認すること。同様に附属のすべての天ざらについて行う。</p> <p>(9) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(10) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(11) 目視及びスケール等により確認すること。</p> <p>(12) 図1のようにスケール等により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 1</p> <p style="text-align: right;">単位：ミリメートル</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>平面図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>側面図</p> </div> </div> <p>(13) スケール等により確認すること。</p>

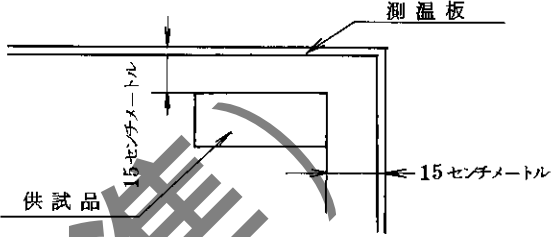
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(14) 天ざらもちての寸法は140ミリメートル以上あること。</p> <p>(15) 天ざらは、天ざら受け具に天ざらを載せたとき、幅方向及び奥行方向とも2度以内の水平度を有するものであること。</p> <p>(16) 天ざらと天ざらもちての横振れは5度以内であること。</p>	<p>(14) 図2に示す寸法をスケールにより確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 2</p> <p style="text-align: right;">単位：ミリメートル</p>  <p>(15) てんぴを水平な台へ置き、天ざら受け具に天ざらを載せ固定し、更に天ざらの上へ水準器等を置き確認すること。測定する箇所は、天ざらのほぼ中心を通る幅方向及び奥行方向とし、すべての天ざら受け具について行う。</p> <p>(16) 天ざらと天ざらもちてを図3のように保持し、角度をスケール等により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 3</p> 

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 強 度</p>	<p>2. 強度は次のとおりとする。</p> <p>(1) 外郭に5キログラムの重錘を載せたとき、6ミリメートル以上のたわみがないこと。また、重錘を取り除いたとき、永久たわみを生じないこと。</p> <p>(2) 天ざらのたわみは3キログラムの重錘を載せたとき、1ミリメートル以内であること。</p> <p>(3) 天ざらの受け具の強度は、天ざらの中央部に5キログラムの重錘を載せたとき、破損、脱落及び著しい変形がないこと。</p> <p>(4) 天ざらもちてで3キログラムの重錘を載せた天ざらをもったとき3度以上のたわみがないこと。また、重錘を取り除いたとき永久たわみがないこと。</p> <p>(5) 両側面のとっては150度に加熱した後、変形、ひずみがなくこのとってを本体に取付け、てんぴの上板に20キログラムの重錘を載せ、両側面のとってを持ち上げたとき、とっての破損及び著しい変形ひずみがないこと。</p>	<p>(1) 上板及び両側面のほぼ中心に直径160ミリメートル円柱5キログラムの重錘を1分間載せ、スケール等で確認し、重錘を取り去った後、スケール及び目視により確認すること。</p> <p>(2) 天ざらをとてんぴから取り出して、水平な台の上へ裏返しに置き、その中央部に直径160ミリメートルの円柱3キログラムの重錘を載せ、スケール等により確認すること。</p> <p>(3) てんぴに天ざらを入れ、天ざらの中央部に直径160ミリメートルの円柱5キログラムの重錘を載せ、目視により確認すること。</p> <p>(4) 天ざらもちてを図4のように保持し、天ざらもちてのほぼ中央を固定し、天ざらのほぼ中心に3キログラムの重錘を載せ、スケール及び目視により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 4</p>  <p>(5) 両側面とってをとてんぴ本体から取り外し、このとってを150プラスマイナス2度に調整した恒温そうに2時間入れた後これを取り出し、異状のないことを目視により確認すること。次に、このとってを本体に取り付け、てんぴの上板に20キログラムの重錘を載せ、両側面のとってを持ち上げ1分間保持し、目視及び触感により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>3. 安 定 性</p>	<p>(6) とびらを500回繰返し開閉したとき異常がないこと。</p> <p>3. 安定性は次のとおりとする。</p> <p>(1) とびらを開き、とびらの中央部に1.5キログラムの重錘を載せたとき転倒しないこと。</p> <p>(2) とびらを閉じ、器体の上部手前中央部に10キログラムの重錘を載せたとき転倒しないこと。</p>	<p>(6) とびらを1分間当たり1.5から2.0回の速さで500回繰返し開閉を行い目視及び触感により確認すること。</p> <p>回数は、開閉の1サイクルを1回と数える。</p> <p>(1) てんぴを水平な試験台にとびらを開き、図5のように設置し、とびら中央部に直径160ミリメートルの円柱1.5キログラムの重錘を載せ確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 5 (上下開き)</p>  <p style="text-align: center;">(横開き)</p>  <p>(2) てんぴを水平な試験台にとびらを閉じたまま、図6のように設置し、器体上部手前中央部に直径160ミリメートルの円柱10キログラムの重錘を載せることにより確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 6</p> 

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
4. 温 度 上 昇	<p>4. 温度上昇は、次のとおりとする。</p> <p>(1) とびらとっての金属部分の表面温度と室温との差は25度以下であること。ただし非金属部分は、35度以下であればよい。</p> <p>(2) 排気排出部、とびら及びその周辺を除く、部分の表面温度と室温との差は105度以下であること。</p>	<p>(1) 温度上昇の測定方法は、無風の室内で燃焼器具の上へ供試品を載せ燃焼し、庫内温度が300度に達し安定した後日本工業規格 C 1602 (昭和49年)熱電対に規定された0.75級線径0.32mmの種類CCを用い日本工業規格 Z 8704 (昭和46年)温度の電気的測定方法に規定されたB級測定方法に準じ、とびらのとっての表面温度を確認すること。</p> <p>庫内温度は、日本工業規格 S 2026 (昭和50年)てんびに規定された温度測定用熱電対(付図1参照)を用いててんびのほぼ中心部の温度を測定する。熱電対の種類は、CAとする。</p> <p>室温は、供試品から1メートル離れた位置で、日本工業規格 B 7411 (昭和35年)ガラス製棒状温度計(全浸没)に規定された棒状温度計の水銀球部を供試品の上面とほぼ同じ高さのところで固定して測定する。ただし、試験開始時と終了時の差は、4度を超えてはならない。</p> <p>(2) 4.(1)の測定方法に準じ、図7に示す各部分の表面温度を確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 7</p>  <p>The diagram shows a perspective view of a rectangular furnace. On the top surface, there are five points labeled P1, P2, P3, P4, and P5. On the front face, there are three points labeled B1, B2, and B3. On the left side face, there are three points labeled P6, P7, and P8. On the top-left edge, there are two points labeled P9 and P10. A rectangular opening is visible on the front face of the furnace.</p>



項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>5. 熱 衝 撃</p> <p>6. 温度表示器の精度</p> <p>7. 表面処理</p>	<p>(3) てんぴ側面の木壁表面、てんぴ背面の木壁表面及び床面の木台表面の温度と室温との差は65度以下であること。</p> <p>(4) てんぴを2時間燃焼したとき、側面、背面及び床面に異状が生じないこと。</p> <p>5. 庫内温度が300度に達した後、ガラスの中央部に20ミリリットルの注射器で注水したとき、ガラスに異状が生じないこと。</p> <p>6. 温度表示器は、300プラスマイナス25度以内の精度を有するものであること。</p> <p>7. 炎と接する部分の材料の表面処理は、シリコン系耐熱塗料、ほうろう加工又はアルミニウムめっきを施こしてあること。</p>	<p>(3) 4.(1)の測定方法に準じ、てんぴ側面の木壁表面、てんぴ背面の木壁表面及び床面の木台表面の温度を確認すること。</p> <p>測温板は、日本工業規格 S 2101 (昭和42年) 液化石油ガス (LPガス) 用燃焼器具類の試験方法の7に規定されたものとし、図8のように設置するものとする。</p> <p>図 8</p>  <p>(4) 燃焼器具の上へ供試品を載せ、ガス消費量毎時2500キロカロリーで2時間連続燃焼させたとき、異状がないことを確認すること。</p> <p>5. 燃焼器具の上へ供試品を載せ燃焼し、庫内温度が300度に達し安定した後、5ミリリットルの水をとびらのガラス部中央に1回かけた後、庫内温度が300度に達するのをまって、更に5ミリリットルの水をとびらのガラス部中央にかける。</p> <p>次に、庫内温度が300度になるのをまって、10ミリリットルの水をとびらのガラス部中央に1回かけた後、庫内温度が300度になるのをまって、更に10ミリリットルの水をとびらのガラス中央部にかけ、ガラス部に異状のないことを確認すること。</p> <p>なお、注水は、容量20ミリリットルの注射器を用いて行い、水温は5度とする。また、庫内温度は、4.(1)の測定方法に準じて測定する。</p> <p>6. 燃焼器具の上へ供試品を載せ燃焼し、温度表示器の指示が使用できる庫内温度に達し安定した後、庫内温度を確認すること。</p> <p>庫内温度は、4.(1)の測定方法に準じて測定する。</p> <p>7. 化学分析又は試験成績表によって確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
8. 衛 生 性	8. 食品と接する部分及びそのおそれのある部分には、人体に有害な物質の溶出がないこと。	8. 食品衛生法に基づく厚生省告示第370号第3器具及び容器包装A器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規定に適合していることを確認すること。

#### 4. 表示及び取扱説明書

てんぴの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

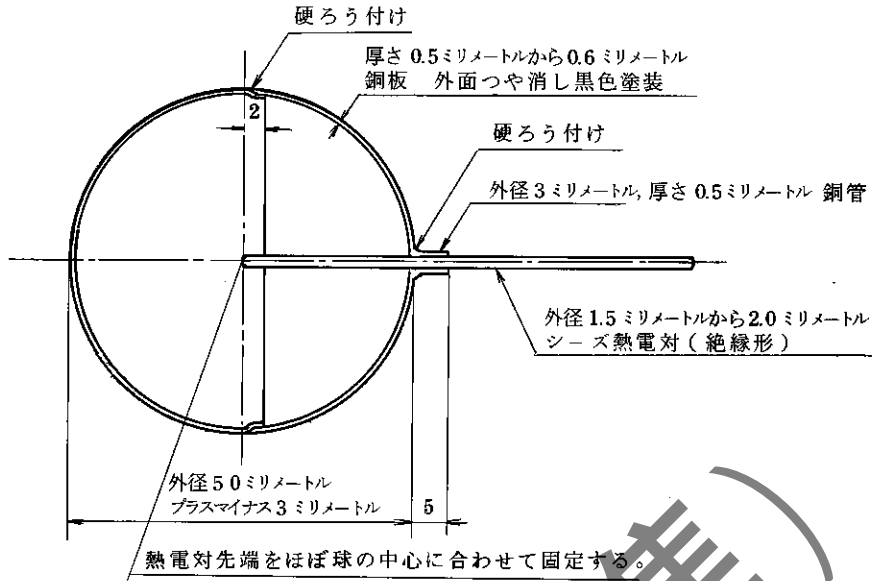
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表 示	<p>1. 製品の本体には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月又は輸入年月の略号。（1976年6月76・6と表す。）</p> <p>(3) 製品番号又はロット番号。</p> <p>(4) 型式名。</p> <p>(5) 次に示す主旨の取扱表示を製品の本体に貼付すること。</p> <p>(a) 使用中、とびらのガラス部に水をかけないこと。</p> <p>(b) 使用中又はてんぴの表面温度が高いときは移動しないこと。</p> <p>(c) 使用中は、とびらのとって以外に触れないこと。</p> <p>(d) コンロは床面からごとく上端面までの高さが130ミリメートル</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 取扱説明書</p>	<p>以上で、一個のバーナのガス消費量が毎時2500キロカロリー以下の二口以上のテーブルコンロを使用すること。 ただし、製造業者が指定したコンロについてはこの限りでない。</p> <p>(e) 庫内温度は使用できる庫内温度の指示以下の温度で使用すること。</p> <p>(f) とびらの開閉は静かに行うこと。</p> <p>2. 製品には、次に示す主旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるような図で明示することが望ましい。</p> <p>(1) 使用するときの設置についての注意事項。</p> <p>(2) 購入し、最初に使用するときには空だきをすること及び空だきの方法。</p> <p>(3) 二口テーブルコンロを使用するときの同時使用の禁止。</p> <p>(4) コンロは床面からごとく上端面までの高さが130ミリメートル以上で、一個のバーナのガス消費量が毎時2500キロカロリー以下の二口以上のテーブルコンロを使用すること。</p>	<p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>ただし、製造業者が指定したコンロについてはこの限りでない。</p> <p>備考：使用してよいコンロについては、カタログ、チラシ等の広告媒体にも明記されていること。</p> <p>(5) 使用中は、本体やとびらの金属部分に触れないこと。</p> <p>(6) 使用中又はてんびの表面温度が高いときは移動しないこと。</p> <p>(7) 使用中、天ざるの出し入れは、静かに行い、とびらには天ざるを置かないこと。</p> <p>(8) 防熱板の必要性和設置する場合の要領。</p> <p>(9) とびらの開閉は静かに行うこと。</p> <p>(10) 使用后及び保管についての注意事項。</p> <p>(11) 脚のないてんびは、底部の中心がごとくの中心と一致するように載せ、脚のあるてんびは、ごとくを取り除いて底部の中心がコンロのバーナの中心と一致するように載せて使用すること。</p> <p>ただし、てんびの底部にごとくに合わせた切込みがあるてんびは、ごとくを用いて使用すること。</p>	

付図1 温度測定用熱電対

単位 ミリメートル



付図2 てんびの部品名称

